平成２４年（家）第１１０８８号
埼玉県富士見市渡戸２丁目７番８号
申立人　青山あおい
本籍東京都港区南青山６丁目11番地、最後の住所東京都豊島区池袋５丁目324番地
不在者　菊地　カク
明治24年９月28日生
届出期間満了日　平成25年９月12日
東京家庭裁判所

平成２４年（家）第１１５５０号
奈良県御所市大字竹田69番地の１
申立人　吉田マサ子
本籍京城府西大門区新孔徳町２番地の67、最後の住所奈良県南葛城郡御所町122番地
不在者　岡本ヨシ子
大正４年３月22日生
届出期間満了日　平成25年９月26日
東京家庭裁判所

平成２４年（家）第２６２５号
東京都江戸川区一之江５丁目２番17号
申立人　湯尾惠美子
本籍川崎市高津区下作延２丁目321番地、最後の住所横浜市鶴見区小野町29番地　第２吉美荘12号室
不在者　小甲　　進
昭和26年８月23日生
届出期間満了日　平成25年９月14日
横浜家庭裁判所

平成２４年（家）第６３９号
長野県塩尻市大字広丘野村789番地１
申立人　髙木　節子
本籍長野県塩尻市大字広丘野村789番地、最後の住所東京都葛飾区堀切５―９―２
不在者　髙木　　幸
昭和33年３月14日生
届出期間満了日　平成25年９月13日
長野家庭裁判所松本支部

平成２４年（家）第１７８６号
京都府城陽市久世里ノ西219―24
申立人　中島　朝子
本籍京都府京田辺市田辺稲葉71番地31、最後の住所京都府京田辺市田辺稲葉71番地の31
不在者　中島　良一
昭和34年８月12日生
届出期間満了日　平成25年９月17日
京都家庭裁判所

平成２４年（家）第２５３４号
京都市北区上賀茂下神原町20番地
申立人　六鹿　宗治
本籍申立人の住所に同じ、最後の住所申立人の住所に同じ
不在者　六鹿千穂子
昭和15年１月５日生
届出期間満了日　平成25年９月17日
京都家庭裁判所

平成２４年（家）第１８４０号
神戸市兵庫区中道通５丁目１番13号
申立人　根上ミチ子
本籍神戸市兵庫区中道通５丁目１番、最後の住所申立人の住所に同じ
不在者　根上　逸郎
昭和５年６月13日生
届出期間満了日　平成25年９月12日
神戸家庭裁判所

平成２４年（家）第２６６０号
兵庫県尼崎市上坂部３丁目11番１―236号
申立人　蔭村　純子
本籍愛媛県南宇和郡愛南町岩水258番地、最後の住所兵庫県尼崎市築地中通１丁目４番地
不在者　瀬尾　　忠
昭和33年３月30日生
届出期間満了日　平成25年９月17日
神戸家庭裁判所尼崎支部

平成２４年（家）第６４３号
宮崎県延岡市北川町川内名2489番地
申立人　一宮　榮一
本籍申立人の住所に同じ、最後の住所申立人の住所に同じ
不在者　一宮　昭代
昭和12年５月４日生
届出期間満了日　平成25年９月20日
宮崎家庭裁判所延岡支部

平成２４年（家）第５９１号
沖縄県中頭郡西原町字安室36番地
申立人　城間　和子
本籍沖縄県中頭郡西原町字桃原93番地、最後の住所沖縄県中頭郡西原村字桃原113番地
不在者　與那城ナビ
生年月日不詳
届出期間満了日　平成25年９月12日
那覇家庭裁判所

平成２４年（家）第６００号
沖縄県島尻郡八重瀬町字屋宜原23番地92
申立人　山里美智子
本籍沖縄県国頭郡本部町字具志堅310番地、最後の住所申立人の住所に同じ
不在者　山里　隆盛
昭和６年11月15日生
届出期間満了日　平成25年９月13日
那覇家庭裁判所

除権決定

次の申立人の申立てによって別紙目録表示の有価証券について公示催告をしたところ、定められた下記権利を争う旨の申述の終期までに適法に権利を争う旨の申述をし、かつ、有価証券を提出する者がなかったので、前記の有価証券の無効を宣言する。

平成２４年（へ）第４号
埼玉県八潮市大字伊草441番地３
申立人　株式会社電路
代表者代表取締役　鈴木　利昌
申立人代理人弁護士　小倉　正昭
権利を争う旨の申述の終期　平成25年２月15日
平成25年２月18日　　武蔵野簡易裁判所
（別紙）　目　録
約束手形　２通
⑴手形番号　ＨＱ88922
金額　922,880円
支払期日　平成24年11月10日
支払地　東京都三鷹市
支払場所　株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行三鷹支店
振出日　平成24年７月10日
振出地　東京都杉並区
振出人　株式会社ホーク・ワン　代表取締役　山田　高雄
受取人　有限会社新日本電設
裏書人　有限会社新日本電設　代表取締役　土屋　勝紀
被裏書人　白地
最終所持人　申立人
⑵手形番号　ＨＱ89192
金額　25,640円
支払期日　平成24年10月10日
振出日　平成24年６月10日
⑵の約束手形の支払地、支払場所、振出地、振出人、受取人、裏書人、被裏書人及び最終所持人は⑴の約束手形の記載に同じ

破産手続開始

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２５年（フ）第５号
鹿児島県大島郡瀬戸内町大字古仁屋字大湊２番地
債務者　株式会社奄美総合研究所
代表者代表取締役　原　　稔二
１　決定年月日時　平成25年２月22日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　桃木野　聡
４　破産債権の届出期間　平成25年３月15日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年５月16日午後２時
鹿児島地方裁判所名瀬支部

平成２５年（フ）第３号
三重県南牟婁郡紀宝町井田1146番地
債務者　協和木材工業株式会社
代表者代表取締役　木村　博行
１　決定年月日時　平成25年２月25日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　北薗　　太
４　破産債権の届出期間　平成25年３月25日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年６月18日午後１時30分
津地方裁判所熊野支部

平成２５年（フ）第４号
三重県南牟婁郡紀宝町成川745番地
債務者　三協産業株式会社
代表者代表取締役　木村　博行
１　決定年月日時　平成25年２月25日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　北薗　　太
４　破産債権の届出期間　平成25年３月25日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年６月18日午後１時30分
津地方裁判所熊野支部